

# **浜松医科大学医学部附属病院長候補者選考基準**

令和5年1月22日  
国立大学法人浜松医科大学長

浜松医科大学医学部附属病院長選考規程第6条の規定に基づき、病院長選考基準を以下のとおり定める。

## **1. 医師免許を有している者**

## **2. 医療安全確保のために必要な資質・能力を有している者**

特定機能病院の管理者として、必要な医療安全管理業務※の経験や患者安全を第一に考える姿勢・能力を有すること。

※「医療安全管理業務」とは、以下のいずれかの業務をいう。

- ①医療安全管理責任者、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者の業務
- ②医療安全管理委員会の構成員としての業務
- ③医療安全管理部門における業務
- ④その他上記に準じる業務

## **3. 病院の管理運営に必要な資質・能力を有している者**

本院又は本院に準じる規模の他病院での組織管理経験など、高度な医療を司る特定機能病院の管理運営上必要な資質・能力を有し、危機管理と共に優れたリーダーシップを発揮できること。

## **4. 本学及び本院の理念に基づいた病院運営を遂行できる者**

本学の「建学の理念」及び本院の「理念及び基本方針」を理解し、安全で良質な医療を提供するとともに優れた医療人を育成できること。